

ヒカリノミナト SASEB02026 設置委託業務 仕様書

1. 業務名

ヒカリノミナト SASEB02026 設置委託業務

2. 委託契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 12 日（金）まで

3. 点灯時間

指定した時間に点灯・消灯ができるよう、点灯時間はタイマーで管理できるようにすること。

4. 実施場所および施工対象範囲

三浦地区の港周辺（点灯実施場所については別紙 1 を参照）

既設のライトアップ及びイルミネーション（以下、「ライトアップ等」とする。）箇所については継続点灯するものとする。

5. 業務の目的内容

ヒカリノミナト SASEB0 は、訪日外国人を含む旅行者の周遊の促進および消費の拡大を図るため、周遊にかかる環境整備を行うものである。

本業務は、佐世保市の交通結節点となっている三浦地区の港周辺において、夜間景観の魅力向上を図るライトアップを実施し、観光客の昼間の混雑を夜間観光へと時間的分散を促進することで、快適な観光の形成を図るとともに、夜間観光需要の創出による夜間消費額の拡大を図るため、環境整備を行うものである。

（1）ライトアップ等の点灯

点灯計画イメージ図（別紙 2 を参照）に基づき点灯させること。なお、詳細なデザイン設置場所は発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

また、ライトアップ等のイベント開催(令和 8 年 11 月 19 日(木))を計画しているため、開催にあたり、発注者と綿密に打合せを行い、令和 8 年 11 月 12 日までに試験点灯、設置完了すること。また、指摘箇所があった場合は、即座に修正の上、再度試験点灯を実施すること。

① 三角緑地

- ・バーガーボーイ N=2 体及びポコちゃん N=2 体をモチーフとした、高さ 2.0m 程度の FRP 製キャラクターモニュメントを製作・設置する。

- ・モニュメントは、屋外での常設に適した耐候性及び耐久性、塗装（2 液型フッ素樹脂塗料）仕様とし、転倒等が生じないよう安全性を十分に確保した方法で設置すること。

- ・夜間においてもキャラクターが明瞭に視認できるよう、外部から照明を照射し、モニュメント全体を効果的にライトアップすること。

- ・来場者がキャラクターと一緒に写真撮影を楽しむことができ、佐世保らしい思い出を写真

に残せる、親しみやすいフォトスポットとなるよう演出すること。

・製作図、3D データ、塗装仕様書を作成し、提出すること。

(2) ライトアップ等実施期間における管理

委託契約期間中におけるライトアップ等の不具合が生じた場合は対応すること。

6. 要件

(1) イルミネーションデザイン等に関する要件等

- a. 実施場所および施工対象について、必ず現地を確認し、市内周辺景観や環境を把握したうえで、空間全体の統一感を意識すること。
- b. 使用するモチーフ等のデザインについては、著作権等に配慮すること。
- c. 佐世保港への来訪動機となるような、新規性と話題性のあるデザインにすること。
- d. イルミネーションの配置や配色、材質等については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(2) 使用する機器等に関する要件等

- a. 受注者が自ら手配する LED ライトアップ機器及び LED 電球、電源機器等を使用して装飾を行うこととするが、防塵・防水処理がしっかりと施された仕様のものを採用すること。
- b. 使用する電球は環境に配慮し、全て LED 電飾とすること。
- c. 分岐 BOX やブレーカ、タイマー、ダウントランスの BOX を設置する場合、BOX にダイヤル式鍵を取り付けること。
- d. 使用するタイマーについては、停電補償付きのものを使用すること。

(3) 設置に関する要件等

- a. 点灯実施場所には支障物件がある（別紙 3 参照）ため、各物件の管理者と立会・協議等を行い設置すること。なお、ライトアップ等（固定材等を含む）を設置する上で試掘が必要となる場合の費用は受注者の負担とする。
- b. 一時的な設置ではなく、常時設置されること。
- c. ライトアップ等が公共空間から視認でき、ナイトタイムにおける周遊促進を目的として整備されるものであること。
- d. 装飾や配線等は、消灯時を含め、歩行者や通行車両等が安全に通行できるように十分に配慮すること。
- e. 点字ブロックの周囲 30cm 以内にもものを設置しないこと。また、点字ブロック機能を阻害するものを設置しないこと。
- f. 配線については、発注者と協議し決定すること。
- g. 設置工事の際はカラーコーン及びバー等を設置し、交通誘導警備員を配置するなど、歩行者等の安全確保に努めること。特に高所作業車を使用する際は、発注者と調整のうえ実施すること。
- h. 歩行者等が作品に触れることを想定し、安全性及びいたずら防止を考慮すること。

- i. 樹木等の施工に際しては、損傷を与えないように配慮すること。
- j. 設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受注者の責任のもと十分注意して設置すること。
- k. 現地調査及び発注者と綿密な打ち合わせを行い、令和 8 年 11 月 12 日までに試験点灯を行うものとし、指摘箇所があった場合は、即座に修正の上、再度試験点灯を実施すること。

(4) 電源に関する要件等

- a. ライトアップ等については、分電盤及び電源口、街灯から電力を取るものとする。分電盤の位置及び電気容量については別紙 4-1 及び別紙 4-2、別紙 5-1 及び別紙 5-2 を参照。
- b. 配線等に係る工事費および電気容量が不足する場合にかかる工事費は受注者の負担とする。
- c. ライトアップ等に係る電気代は受注者の負担はないものとする。

(5) その他要件

- a. 本業務において調達する資材や電球などの財産権は、発注者に帰属するものとする。
- b. 本業務におけるライトアップ・題字等のデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は全て発注者に帰属するものとする。
- c. ライトアップ等設備の施工にあたっては、発注者と十分に協議すること。
- d. 受注者は、本業務の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。
- e. ライトアップ等の設置に係る関係機関・団体との協議・調整は発注者が行うものとするが、必要に応じて資料の作成や助言を行うこと。
- f. 耐用年数内に不良品、故障等のトラブルが発生した場合は、受注者の費用負担のもと、交換、復旧等の迅速な対応を行うこと。
- g. 受注者は、既存のライトアップ等の設備・装置等に影響がないよう十分に配慮すること。

7. 成果品の納品について

業務完了後、以下のとおり提出するものとする。

(1) 成果品

- ① 業務完了報告書
- ② 業務写真帳（着手前・完成、施工状況、出来形、品質、使用材料、安全管理等）
- ③ 業務内容一覧および図面等（本業務で設置したものがわかるようにすること。電気系統図、分電盤使用容量等）
- ④ 設置機器一覧

(2) 納品期日

令和 9 年 2 月 12 日（金）

(3) 納品方法

- ① 成果品一式
- ② 電子データ（CD-R、DVD-R）
 - ・業務内容一覧は Excel、Word または PowerPoint で作成する。CAD による図面も可とするが、その場合、データは SFX（P21/SFC）形式もしくは bfo 形式とし、レイヤ分け等を行うこと。

(4) 納品場所

〒857-0855 佐世保市新港町 8-1 新みなとターミナル 2 階

みなとオアシスさせば運営協議会事務局（佐世保市役所 港湾部 みなと整備課）

TEL : 0956 - 25-9353 FAX : 0956 - 22 - 6149

E-mail : kouminato@city.sasebo.lg.jp

8. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、業務のスケジュールを提出し、そのスケジュールに沿って業務を進めること。
- (2) 仕様書に記載のないものについて疑義が生じた場合は、早急に発注者と協議すること。
- (3) 本業務における成果物等のデータの著作権は、みなとオアシスさせば運営協議会に帰属するものとする。
- (4) 本業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については事前に許諾を取得すること。
特別な報告がない場合には問題がないものと認識し、以後何らかの問題が発生した場合には受注者の責任において対処するものとする。
- (5) 発注者は業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。

以上